

更新の申請手続き

2019（令和元）年10月1日より指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制（5年間）が導入されたことに伴い、指定の有効期限を更新する場合は有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回更新の申請期間については、手続きの標準化のため、複数回に分散して実施する予定です。更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛には、別途郵送にてお知らせします。

【初回更新までの指定の有効期限】

指定を受けた日 (指定番号)	初回更新までの有効期限
平成15年4月1日～平成19年3月31日 (1～168)	2022（令和4）年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日 (169～218)	2023（令和5）年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日 (219～265)	2024（令和6）年9月29日まで
令和元年10月1日～ (266～)	指定を受けた日から5年後の前日まで

【更新スケジュール（指定の有効期限が令和5年9月29日までの事業者）】

令和5年3月現在

指定番号	通知発送予定日	書類提出締切り	事業証交付
169～195	令和5年6月上旬	令和5年7月上旬	令和5年7月下旬
196～218	令和5年7月上旬	令和5年8月上旬	令和5年8月下旬

予告なく変更することがあります。

これ以降の予定は未定です。

※朱書部分訂正

提出書類

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書
2. 機械器具調書
3. 誓約書
4. 給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し
5. 指定更新時確認事項
…受講・資格を証明する書類の写し添付。
6. 定款の写し…法人のみ

定款の写しには、下記を記入すること。

この写しは原本と相違ありません。	
○年○月○日	○ 代表者印
会社名	
代表者名	

7. 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）…法人のみ
8. 住民票…個人のみ
9. 指定給水装置工事事業者証…原本
10. 返信用の封筒…新事業者証の郵送を希望される方のみ提出。
角形2号（A4の用紙が折らずに入るサイズ）、送付先を記入、140円分切手を貼付してください。封筒は折り畳み可。
11. 指定事項変更届出書…届出内容に変更がある場合のみ提出。
※変更されていないと更新手続きができない場合があります。

更新手続きの流れ

1. 更新手続きのお知らせ…更新スケジュールにより、上下水道局から郵送



2. 更新申請書類提出…水道工務課給水担当窓口へ持参
郵送される場合はご連絡ください。



3. 更新手数料10,000円納入

(書類を持参する場合)

水道工務課に持参してください。

(書類を郵送した場合)

郵送する納入通知書にて、取扱い金融機関の窓口で納入してください。



4. (更新申請の審査)…上下水道局にて実施



5. 新しい事業者証の交付…窓口にて手渡し、もしくはご用意頂いた返信用封筒にて郵送